

令和8年7月28日

入札参加案内 (一般競争入札による島根県有地売却のご案内)

物 件 名 元用賀県職員宿舎

所 在 世田谷区用賀一丁目58番8

面 積 土地926.07㎡(公簿)
建物729.33㎡(公簿)

予定価格(最低入札価格)

金 763,590,886 円
(消費税及び地方消費税相当額を含む)

入 札 日 令和8年9月29日

(入札参加申込期限 令和8年9月7日)

【物件に関する問合せ先】

三井不動産リアルティ株式会社 ソリューション営業一部
担当：松崎・吉富

〒100-6019 東京都千代田霞が関三丁目2番5号
TEL：03-6758-3112
電子メール：matsuzaki1596@mf-realty.jp

【入札・申込みに関する問合せ先】

島根県総務部管財課 財産活用推進室 未利用財産活用スタッフ
担当：藤森・和泉

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL：0852-22-5048
電子メール：kanzai@pref.shimane.lg.jp

入札に参加される方は、この募集要領をよく読み、内容を把握のうえでご参加ください。

《県有財産の売却について》

- 未利用となった物件を現状有姿のまま、売却します。
- 本売買契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の可決後、契約保証金を納付された場合に本契約として効力を生じます。落札者決定後、本契約として効力を発生するまでの間(約3か月)は仮契約となり引渡しまでに時間を要します。その点十分にご留意ください。
- 入札は、個人でも法人でも参加できます。
- 所有者移転登記の手続は、県が行います
(登録免許税は、購入者に負担していただきます。)
- 本件入札の参加に当たっては、媒介業者を介さずしての入札参加はできません。落札者は、所有権移転時までに、所定の仲介手数料〈売買代金(税抜)の3%＋6万円(税別)〉を媒介業者に支払うこととします。

＜スケジュール＞

日程	内容
令和8年7月28日(火)	入札参加申込開始
令和8年8月14日(金)	入札事前説明参加申込締切
令和8年8月18日(火)	入札事前説明会実施
令和8年8月25日(火)	質問締切
令和8年9月7日(月)	参加申込締切
令和8年9月29日(火)	入札・開札
令和8年10月上旬	仮契約
令和8年12月下旬ごろ	議会可決の上、契約保証金納付後、本契約
令和9年2月中旬まで	売買代金納付締切
令和9年2月中旬ごろ	本県にて、登記申請
令和9年2月下旬ごろ	所有権移転登記完了証確認・引渡

県有財産売却(一般競争入札)の概要

1. 入札関係資料の配布

- ・ 配布期間 令和8年7月28日(火)から令和8年9月7日(月)まで
窓口配布は10時から17時まで(土曜日曜並びに祝日を除く)
- ・ 配布方法 島根県総務部管財課ホームページへの掲載による。
窓口配布は、【物件に関する問い合わせ先】担当者又は【入札・申込みに関する問合せ先】担当者にお問い合わせください。

2. 詳細資料の配布

物件に関する詳細資料の開示については、【物件に関する問い合わせ先】担当者まで「守秘義務誓約書」の原本を持参または郵送で提出してください。

担当者が確認後、資料開示をいたします。

3. 現地説明

- ・ 日時：令和8年8月18日(火)10時～
- ・ 場所：元用賀県職員宿舎で説明した後、用賀大東京ビル地下1階会議室へ移動
※参加者の多寡により、別途開催日時を設定する場合があります。
※入札事前説明会に参加されることが入札参加要件ではありませんが、参加されなかったことによる不利益は入札参加者に帰します。
※あらかじめ申込書の提出が必要です。

4. 質疑応答

令和8年8月25日(火)17時までに、別添の「質問書」を使用して、電子メールでお問い合わせください。【電話・持込不可】

電子メール:matsuzaki1596@mf-realty.jp

質問があった場合は県のホームページにて回答する予定です。

回答予定日 令和8年9月1日(火)



5. 入札参加の申込

入札に参加するためは、事前の申込が必要です。

必要書類に必要事項を記入の上、持参もしくは郵送にて提出してください。

※郵送する場合は【入札・申込みに関する問い合わせ先】まで必ず電話連絡してください。

- ・ 受付期間 令和8年7月28日(火)から令和8年9月7日(月)17時(必着)
持参の場合：9時から17時まで(土曜日曜並びに祝日を除く)
- ・ 受付場所 【入札・申込みに関する問い合わせ先】



6. 入札保証金の納付

- ・入札参加申込受付後に本県が発行する納付書により、入札しようとする金額の100分の5以上(1円未満切り上げ)の入札保証金を納付してください。
※入札保証金については落札者の場合は契約保証金に充当し、それ以外の者には返還します。



7. 入札・開札

- ・入札日時
令和8年9月29日(金)10時(9時45分までにお越しください)
- ・場所
都道府県会館410会議室(〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6番3号)



8. 仮契約

本売買契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の可決後、契約保証金を納付された場合に本契約として効力を生じます。落札者決定後、本契約として効力を発生するまでの間(令和8年9月下旬～12月下旬予定)は仮契約となります。



9. 本契約と代金の支払い

議会の可決後、売買代金の100分の10以上(1円未満切上げ)の金額を契約保証金として県発行の納入通知書にて納付してください。

既に納付されている入札保証金は、契約保証金に充当しますので、差額分のみお支払いください。

※議会の可決を得られなかった場合、売買仮契約は、無効となり、お支払いいただいた入札保証金は返還させていただきます。その際、利子は付しません。

本契約は、令和8年12月下旬(予定)に締結します。

残代金の納入期限については、契約締結前に落札された方と協議しますが、概ね本契約締結日から2ヶ月以内とします



10. 所有権移転登記

売買物件の所有権は売買代金の支払い後に移転し、所有権の移転と同時に、現状有姿のまま引渡しをしたものとします。

所有権移転登記の手続きは、売買代金完納後、本県が行います。

1 物件

(1) 物件

【土地】

所在地	地目	面積
世田谷区用賀一丁目58番8	宅地	926.07㎡(公簿)

【建物】

所在地	家屋番号	種類	構造	面積
世田谷区 用賀一丁目 58番地8	58番8	共同住宅	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建	729.33㎡
		倉庫	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	41.46㎡

(2) 物件の概要及び状況

- ① 物件概要及び物件状況確認書(告知書)に記載のとおりです。
- ② 物件概要は、買受け希望者が物件の概要を把握するための資料です。
物件の詳細については、買受け希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査及び確認を行ってください。
- ③ 物件への建物の建築、増築等について、物件概要及び物件状況確認書(告知書)に記載のほか法的規制の詳細は、購入後の利用目的に応じて管轄官公署等に確認してください。
- ④ 購入後の物件利用に当たっての諸規制等については、購入後の利用目的に応じ、管轄官公署等に確認してください。
- ⑤ 落札者には、契約に先立って物件概要及び物件状況確認書(告知書)に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

(3) 入札関係書類の記載内容等について

入札関係書類には、調査及び確認等を行った者が把握している事項について記載しています。

これら書類において、不明としている事項、調査していないとしている事項、確認していないとしている事項、購入者において確認をお願いしている事項、又は検証していないとしている事項等について、購入後に、購入者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いませんので、ご注意ください。

(4) 入札物件の引き渡しについて

入札物件は、現状有姿で引き渡します。

入札実施にあたって、県において把握していないため、あるいは認識が及ばなかったため、入札関係書類に記載していない事柄について、購入後に入札参加者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いませんので、ご注意ください。(契約書(案)において、県は物件が種類または品質に関して契約内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)による責任を負わない定めとしています。)

2 詳細資料の開示

物件に関する詳細資料の開示については、物件に関する問合せ先担当者に「守秘義務誓約書」の原本を持参または郵送で提出してください。担当者が確認後、電子メールで資料開示をいたしますので、送付を希望するメールアドレスの分かる名刺等を同封してください。

3 入札事前説明会

入札に先立ち、現地の状況や境界等の説明及び入札手続き等の説明を現地にて行います。

入札事前説明会に参加を希望される場合、令和8年8月14日(金)17時までに、物件に関する問合せ先担当者に「入札事前説明会参加申込書」を電子メールで提出してください。

参加者があることを確認したうえで説明会を開催します。

そのうえで、次の日時に直接現地へお越しください。なお、参加者の多寡により、別途開催日時を設定する場合があります。

日	時
令和8年8月18日(火) 10時～ 現地	
住所：東京都世田谷区用賀1丁目9番7号	
現地説明の後、下記の会場で説明	
用賀大東京ビル地下1階会議室(東京都世田谷区用賀2丁目27番1号)	

注1 入札事前説明会に参加されることが入札参加要件ではありませんが、参加されなかったことによる不利益は入札参加者に帰します。

注2 開催当日の悪天候(大雨、大雪、台風接近等)及び感染症の感染拡大状況等により、説明会を延期することがあります。

その場合、物件に関する問合せ先担当者より連絡をします。

4. 質疑応答

令和8年8月25日(火)17時までに、別添の「質問書」を使用して、電子メールでお問い合わせください。【電話・持込不可】

電子メール:matsuzaki1596@mf-realty.jp

質問があった場合は県のホームページにて回答する予定です。

回答予定日 令和8年9月1日(火)

5 入札参加申込み

(1)入札参加資格

個人、法人を問わず、どなたでも入札に参加することができます。

ただし、次に掲げる事項に該当する方は参加できません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めたときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ③ 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く)について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く)がある者

- ④ 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く)がある者
- ⑤ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体
- ⑧ 入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者
- ⑨ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写しの提出がない者

(2)入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前の申込みが必要です。

以下の期限までに郵送または持参にて以下の①～⑥の書類を提出してください。

※郵送する場合は【入札・申込みに関する問い合わせ先】まで必ず電話連絡してください。

入札参加申込期限	提出先
令和8年9月7日(月) 17時 必着	島根県総務部管財課 財産活用推進室 未利用財産活用スタッフ 担当：藤森・和泉 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

【提出書類】

- ① 入札参加申込書兼入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書(以下「参加申込書」という。)
- ② **【個人】** 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書
(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
【法人】 法務局が発行する現在事項全部証明書
(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
- ③ 島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書」
(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)

※島根県外にお住まいの方も必要です。

島根県外にお住まいの方は、下記の島根県ホームページ又は島根県税お問合せ先でご確認ください。

(島根県ホームページ)

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei_syomei/nouzeisyomei.html

(島根県税お問合せ先)

島根県東部県民センター収納管理課 TEL 0852-32-5629

島根県西部県民センター収納管理課 TEL 0855-29-5522

- ④ 納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書(その3)」
(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)

⑤ 入札参加資格に関する誓約書

法人用の誓約書においては、全ての法人役員(現在事項全部証明書に記載されている全ての役員)の氏名及び生年月日を記載してください。

入札参加申込後、暴力団該当性について島根県警察本部に照会します。県を挙げての暴力団追放の取り組みですのでご承知ください。

⑥ 参加申込書に記載した振込先口座の預金通帳の「カナ口座名義」が記載されたページの写し

注1 共同で買受けされる場合は、「代表者選任届」により共同買受けの代表者を選任し、代表者の名前で入札参加申込書を作成してください。この場合、②～⑤の書類は共同買受人すべての方について必要となります。

注2 上記【提出書類】の③及び④において、証明書交付日から入札日の間に納期限が到来するものについては、納付されたことが確認できる書類を別途提出していただきます。

注3 提出書類に不備等があった場合は、県から入札参加者に連絡しますので、県が指定する日までに補正等してください。

同日までに書類の補正等ができなかった場合は、入札に参加することができませんのでご注意ください。

注4 参加申込書の提出後、県から送付される納入通知書により入札保証金を納付する必要があります(納入通知書の送付には、参加申込締切後10日程度要します。)。入札にあたっては、入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写しの提出が必要です。

(3) 代理人による入札

入札は、原則として入札参加申込みをされた方(法人の場合は代表者)に出席していただきます。

入札参加申込者が入札当日に都合が悪い場合は、委任状を提出することにより代理人が出席することができます。

入札参加申込者が法人で、従業員の方等が入札に出席される場合は、当該従業員の方等への委任状が必要です。

代理人が入札に出席される場合は、入札までに委任状を提出してください。

(4) 入札参加申込者数について

入札参加申込者数について県に問い合わせがあった場合、照会された時点の申込者数を回答します。

(5) 入札参加を取り止める場合

入札参加申込み後、参加を取り止める場合、入札参加辞退届を提出してください。

電話等で辞退の連絡があっても、入札参加辞退届が提出されるまでは入札に参加されるものとして入札準備をします。

なお、入札参加を辞退されても、そのことで入札参加者に不利益となることはありません。(ただし、入札参加申込みに要した費用の補償はありません。)

6 入札

(1) 入札日時及び会場

入札の日時及び会場は以下のとおりです。

当日は、入札に先だって入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写しを提出いただき、確認を行います。領収証書については、確認後返却します。

なお、領収証書及び領収証書の写しの提出がない場合は、入札には参加できません。

入札日時の15分前に入札会場にお越しください。

入札日時	入札会場
令和8年9月29日(火) 10時～	都道府県会館410会議室 (〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6番3号)

注1 入札保証金の領収証書及び領収証書の写しの提出及び確認に時間がかかった場合は、提出・確認を了してから入札を開始します。

(入札開始時刻を繰り下げます)

注2 入札開始間際に会場に来られた方(入札参加申込みを済ませた方に限る)について入札執行者が入札開始を宣するまでに会場に来られた方については、入札参加を認めます。その場合は、その方の入札保証金の領収証書及び領収証書の写しの提出・確認に要する時間だけ入札開始時刻を繰り下げます。

(繰り下げ後の開始間際に来られた方がある場合も同様の対応とします)

注3 その他、入札執行者の判断により、入札開始時刻を繰り下げる場合があります。

注4 開催当日の悪天候(大雨、大雪、台風接近等)及び感染症の感染拡大状況等により、入札を延期することがあります。

その場合、物件に関する問合せ先担当者より連絡をします。

(2) 入札回数

入札回数は1回のみです。

入札価格が同額の場合は、くじ引きによります。

(3) 入札に必要なもの

入札参加者は、入札当日に以下のものを必ず持参してください。必要な書類等の提出がない場合には入札に参加できません。

- ① 入札書(代理人による入札の場合は「代理人による入札用」の入札書としてください)
- ② 代理人による入札の場合は委任状(入札前に提出)
- ③ 入札書に押印する印鑑(入札参加申込書と同じ印鑑。ただし、代理人による入札の場合は委任状の受任者の印鑑)
- ④ 入札書を入れるための封筒1通
- ⑤ 入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写し

(4) 入札金額

建物付土地の物件における入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

(5) 入札保証金

- ① 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、参加申込書の受付後に県が送付する納入通知書により、入札の時までに納付しなければなりません。なお、入札参加にあたっては、入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写しが必要です。
- ② 入札保証金は、落札者を除き、参加申込書の入札保証金還付請求書(領収証書を添付)に基づいて、指定された銀行口座への振込により、後日還付します。なお、振込には入札終了後約1か月程度要することがあります。
- ③ 入札保証金の納付後、入札をしない場合にも、入札保証金の還付時期は入札終了後となります。
- ④ 落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当します。
- ⑤ 入札保証金には、その受入期間について利息を付けません。

注 入札参加者は入札保証金の20倍までの額しか入札書に記載することができませんのでご注意ください。20倍を超える額を記載すると、当該入札参加者の入札は無効となります。

(6) その他

入札書及び委任状(代理人による入札の場合)は、別添の用紙に万年筆又はボールペンで記入してください。特に入札金額は分かりやすく記入し、金額を書き誤った場合は、訂正せず書き直してください。

(入札書の入札金額の前に¥マークの記入をお願いします。)

また、記名・押印(法人の場合は代表取締役の職印、代理人による入札の場合は委任状の受任者印と入札書の印が同一であること)が正しく行われているか確認してください。

入札参加申込書、委任状及び入札書等に押印された印影が繋がらない場合は、運転免許証等の公的証明書等により、本人確認等させていただく場合があります。

(7) 落札者の決定

入札終了後、即時開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。

7 入札にあたって付す条件

入札に参加される方は、物件概要及び物件状況確認書(告知書)、入札参加案内の内容並びに県有財産売買仮契約書(案)を承諾されたものとみなします。

8 契約について

(1) 契約手続

- ① 本県との契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の可決後、契約保証金を納付された場合に本契約として効力を生じます。落札者決定後、本契約として効力を発生するまでの間(令和8年9月下旬～12月下旬予定)は仮契約となります。議会の可決を得られなかった場合、売買仮契約は、無効となり、お支払いいただいた入札保証金は返還させていただきます。その際、利子は付しません。

- ② 指定期限までに落札者の責により契約が締結されない時は、落札者の資格を失い、入札保証金は本県に帰属します。
- ③ 契約保証金
議会の可決後、売買代金の100分の10以上(1円未満切上げ)の金額を契約保証金として県発行の納入通知書にて納付してください。
既に納付されている入札保証金は、契約保証金に充当しますので差額分のみお支払いください。
- ④ 物件概要及び物件状況確認書(告知書)
落札された方には、仮契約に先立って物件概要及び物件状況確認書(告知書)に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。
- ⑤ 仮契約書
落札者決定後、双方が署名又は記名、押印した仮契約書を、すみやかに取り交わす必要がありますので、ご対応をお願いします。
なお、県が保有する仮契約書(落札者が発行する契約書)に貼付する印紙代は落札された方のご負担となります。
落札者が保有する仮契約書(県が発行する契約書)には印紙は貼付しません。
売買仮契約は、落札された方の名義で締結します。従って、共同で買受けされる方は、共同買受人すべての方の名義で締結することとなります。

9 契約条項について

(1) 契約条項

別添 県有財産売買仮契約書(案)に記載するとおり。

(2) 売買代金

土地については消費税非課税ですが、建物については消費税課税となります。

本物件の契約金額における消費税及び地方消費税(消費税額等)は、以下のとおり算出したものとします。

- ① 入札金額のうち、土地割合※から土地価格相当額を算出
 $\text{土地価格相当額} = \text{入札金額} \times \text{土地割合}$
※本物件(建物付土地)の価格割合は、以下のとおり
【土地：91.94598%、建物：8.05402%】
- ② 入札金額から土地価格相当額を減じることで建物価格相当額を算出
 $\text{建物価格相当額} = \text{入札金額} - \text{土地価格相当額}$
- ③ 建物価格相当額から消費税額等を算出
 $\text{消費税額等} = \text{建物価格相当額} - \text{建物価格相当額} / (1 + \text{消費税等})$

(3) 物件引き渡しまでの危険負担

本契約効力発生時(契約保証金納付時)から物件の所有権移転時(残代金の納付時と同時に物件引き渡しとなる。)の間、双方の責任に帰することができない理由で、物件が滅失又はき損した場合、契約を解除することができます。

(4) 契約不適合責任

県は、物件の契約不適合責任を負わない定めとしています。

購入後の物件の不具合、物件利用に係る損害発生について、県は責任を負いません。(ただし、消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合は、別途規定有。詳細は県有財産売買仮契約書(案)参照)

このことは、落札額の多寡によりません。(いくら高額で落札されても、このことについて県は責任を負いません)

(5) 契約後10年間の用途制限があります。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する方の事務所、住宅又はこれらに類するものの用途に供してはならないこと。
- ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はこれらに類するものの用途に供してはならないこと。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならないこと。
- ④ 上記①から③までに掲げる用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、又は貸付けてはならないこと。

(6) 契約後、契約者が契約書に規定する義務を履行しない場合は、売買契約を解除する場合があります。

10 売買代金の納入

(1) 売買代金(契約締結の際に納付された契約保証金を売買代金の一部に充当し、その残金。)は、県が発行する納入通知書により納付していただきます。

(2) 納入期限については、仮契約締結前に落札された方と協議しますが、概ね本契約の効力発生日から2ヶ月以内とします。

(3) 売買代金が納入期限内に納付されない場合は、売買契約を解除します。この場合、契約保証金は違約金として県に帰属することとなり、お返しいたしません。

(4) 契約保証金は、その受入れ期間について利息を付けません。

11 所有権の移転及び登記について

所有権は、売買代金が完納された時に、県から買受人へ移転し、物件を現況のまま引渡します。

所有権の移転登記は、売買代金の完納が確認された後、県において嘱託します。

登記嘱託に係る手数料は不要ですが、所有権移転登記に係る登録免許税は落札された方の負担となります。

なお、共同買受人すべての方の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権移転登記を行ないます。

12 物件引渡しについて

物件は現状有姿で引渡します。(現況と図面等が相違している場合は、現況を優先します。)

13 物件引渡し後について

(1) 水道に関する給水装置の修理や配管の移設等、並びに公共下水道に関する汚水枳の修理及び排水管の移設、その他公共下水道がない場合の浄化槽設置等に要する費用は、県では負担しません。

上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、県では、補修や引込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出及びそれらの手続きは、行いません。

建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せのうえ、買受け人において対応してください。

(2) 立木の伐採、雑草の草刈り、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等、地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、県では行いません。

14 入札情報の開示等について

入札結果に関する事項について、県に問い合わせがあった場合は、落札金額及び落札者(所有権移転登記完了までは法人であるか個人であるかについてののみ。所有権移転登記完了後は法人名、個人名まで)を回答します。

なお、入札後の契約事務及びその他の物件引き渡し事務等において、落札者の実名をあげて手続きする場合がありますので、ご承知ください。

15 その他

(1) 不動産の取引・所有に係る税については、入札参加者において確認してください。

(2) 本件入札の参加に当たっては、媒介業者を介さずしての入札参加はできません。

落札者は、所有権移転時まで、所定の仲介手数料〈売買代金(税抜)の3% + 6万円(税別)〉を媒介業者に支払うこととします。

以 上